

令和8年度

産業廃棄物収集運搬処分業務①〈2026単価〉  
単価契約仕様書

一般財団法人 札幌市交通事業振興公社  
路面電車部 維持管理課 車両係  
(電話 551-4880)

1 適用範囲

本仕様書は、一般財団法人札幌市交通事業振興公社(以下、「委託者」という。)が、委託する産業廃棄物の収集運搬及び廃棄処理業務について必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

電車事業所内に一時保管する産業廃棄物について、関係諸法令に基づき、収集、運搬及び処分を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 産業廃棄物収集運搬場所

札幌市中央区南21条西16丁目2-20電車事業所

5 収集作業日及び時間

収集依頼は委託者から行うものとし、作業日時等については担当職員と十分協議し決定すること。作業時間は、平日午前9時から午後5時までの間とする。

6 収集内容及び予定数量

No	項目	予定数量
1	ガラスくず	220kg
2	廃プラスチック	300kg
3	金属くず	300kg
4	混合廃棄物	2500kg
5	蛍光管	50kg
6	水銀灯	50kg
7	アルカリ電池・マンガン電池	30kg
8	木くず	500kg

7 安全の確保

受託者は作業の実施に当たり、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うものとする。また、事故等の問題が発生した場合は、直ちに委託者の業務責任者に報告し、指示を受けること。

## 8 提出書類

業務完了後速やかに次の書類を提出すること。(発注ごと)

- (1) 業務完了届
- (2) マニフェスト (産業廃棄物管理票)

## 9 秘密の保持

受託者の従業員は、本業務の履行期間及び、履行後において業務上知り得た一切の秘密について第三者に漏らしてはならない。

受託者は、受託者の従業員に対し上記の秘密の保持について適切な指導管理をしなければならない。

## 10 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、本委託業務によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は委託業務を処理させてはならない。

## 11 支払い

業務完了後、受託者が業務完了届及びマニフェスト(産業廃棄物管理票)を提出し、委託者が行う検査合格後発注単位ごとに1回払いとする。

## 12 その他

委託者は、本業務の履行について必要があるときは、受託者に対し報告を求め、調査を行い、適正な措置を求めることができる。

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、委託者及び受託者の協議により決定する。